

4 広域連合制度

- (1) 趣 旨 広域連合は、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国や県からの権限委譲の受け入れ体制を整備するために、地方自治法上の組合として平成7年に新たに導入された。
- (2) 背 景 交通手段の発達、情報通信手段の発達などにより、今日、地域住民の日常生活圏がどんどん拡大している。
このため、単独町だけでは住民に対する行政サービスが不十分であったり、非効率となっている。1町だけでは解決できない問題を広域的連携で処理することが時代の流れとなってきている。
- (3) 一部事務組合との相違点
- ① 地方分権への対応～事務権限委任の直接受皿となることができる。
 - ② 関係町に対するイニシアチブ～規約変更の要請、必要な措置を勧告できる。
 - ③ 住民意思の直接反応～住民の直接請求が認められる。
- (4) 設置手続
- ①関係町の協議、規約作成
 - ↓
 - ②関係町議会の議決
 - ↓
 - ③設置許可申請
 - ↓
 - ④設置許可、公表
 - ↓
 - ⑤広域計画策定、公表
- (5) 広域計画 広域連合を組織する関係団体やその住民に対して、広域連合の目標を明確にする必要があるため、以下の事項に留意しながら広域計画を策定する。
- ① 関係町の基本構想との調和
 - ② 県の長期計画との調和
 - ③ 議会の議決